



令和4年10月

空調夏期契約をご利用のお客さまへ

熱海ガス株式会社

ガス料金に関するお知らせ

日頃は、熱海ガスをご利用いただき、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。さて、昨今の急激な原料価格高騰に伴い、適切な原料価格をガス料金に反映して安定的なガス供給を行うため、お客さまご契約中の個別約款における一部内容を改定し、12月検針分より適用させて頂きたくご案内申し上げます。詳細につきましては、下記のとおりとさせて頂きます。何卒ご理解頂きたくお願い申し上げます。

弊社は、これからもより一層の効率化と、お客さまへ安全・安心・信頼による質の高いサービスをご提供して参りますので、引き続き熱海ガスをお引き立て賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 約款改定内容

変更前	変更後
<p>(別表)</p> <p>1. 料金及び消費税相当額の算定方法</p> <p>(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本料金は、3(4)に規定する該当月に応じ、別表2または別表3を適用します。 その他期の基本料金は、別表2に定める定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約可能使用量を乗じた額といたします。 従量料金は、別表2または別表3の基準単位料金または基本約款で規定する調整単位料金を算出した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。 <p>ただし、基本約款にもとづき算定した平均原料価格の金額が129,690円以上となった場合の平均原料価格は129,690円といたします。</p> <p>(2) 料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算定により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> 料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) 	<p>(別表)</p> <p>1. 料金及び消費税相当額の算定方法</p> <p>(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本料金は、3(4)に規定する該当月に応じ、別表2または別表3を適用します。 その他期の基本料金は、別表2に定める定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約可能使用量を乗じた額といたします。 従量料金は、別表2または別表3の基準単位料金または基本約款で規定する調整単位料金を算出した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。 <p>(削除)</p> <p>(2) 料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算定により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> 料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 実施時期

令和4年11月1日より

※継続使用のお客さまにつきましては、12月適用分からの変更になります。

以上

お問合せは、下記までご連絡ください。

熱海ガス株式会社 料金課 0557-83-2141